

## 5 要援護者の情報把握

### 要援護者の方の情報の収集方法

要援護者の方が地域のどこにいて、どのような支援を求めているかなどの情報の収集を行います。

情報の収集・共有は、①市が保有している情報を地域が共有する、  
②地域が独自で情報を収集・共有する方法があります。

これで安心

### 収集した要援護者の方の名簿の取り扱い

収集した要援護者の方についての情報は、「だれが」「どこで」「どう管理するか」を決めておかななくてはなりません。その上で、情報を管理する方は名簿を施錠できる場所等に保管するなど適正な方法で安全に管理します。



### 市から情報提供する場合は……

市から要援護者の方の情報を提供する場合は、個人情報の取扱いに関する協定を締結していただきます。



### 要援護者の方たちが参加する地域での防災訓練の実施

地域で防災訓練を実施するときには、要援護者の方にも参加してもらいましょう。防災訓練を通して、新たな課題などが発見でき、いざという時の大きな備えとなります。また、訓練を重ねるごとに地域での取り組みのさらなるPRにもつながります。



### ご自身での取り組み・備え(自助)

要援護者の方は、いざという時のために、普段から「自分でできること」と「自分でできないこと」を明らかにして、まわりの人たちに支援を求めていくことが重要です。

地域の行事や防災訓練への参加、家具などの転倒・落下防止措置、備蓄品や非常持ち出し品の準備など、事前の備えをしっかりと行いましょう。



### もしもに備えた、心構えも大切です

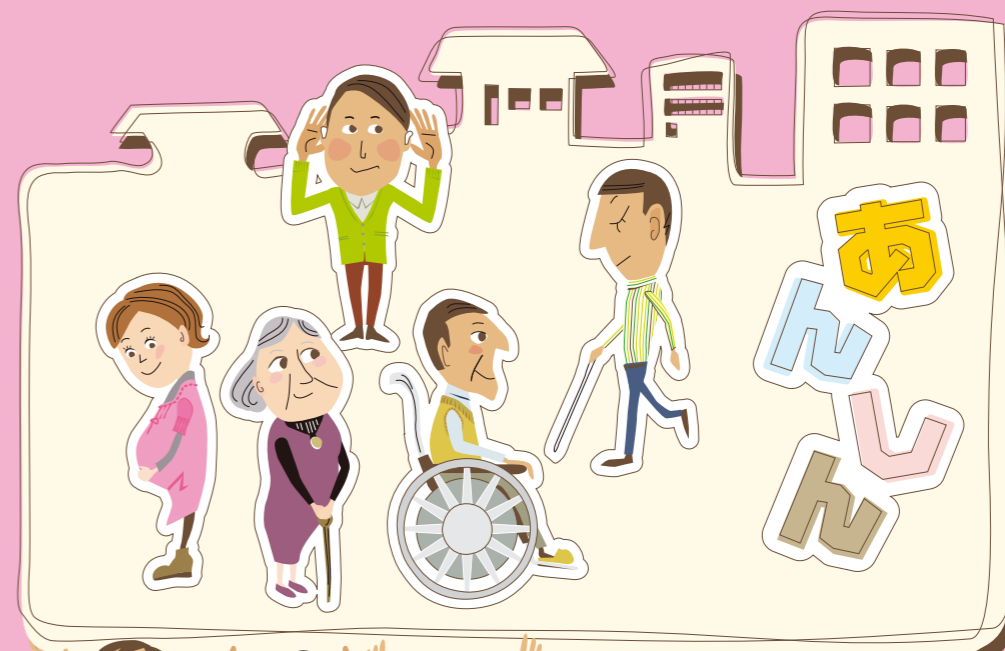
要援護者の方は、災害によるショックや不安を一層強く抱えることがあります。まわりの人たちは思いやりをもって行動しましょう。



視覚に障がいのある方などに、内容を聞くことができる「音声コード」をご用意しています。詳しくは、福祉局くらし支援課 TEL:078-322-0308 まで

# 災害時に備えた たすけあいのまちづくり

～地域での安心の「きずな」づくりに取り組んでみませんか?～



支援が必要な「要援護者」の方がおられます

### 災害時要援護者支援とは

大きな災害が発生したときに、行政による避難誘導や安否確認などに限界があることは、過去の教訓からも明らかです。

神戸市では、災害時に手助けが必要な方(要援護者)を支援していくための条例「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」を制定し、地域での助け合いの取り組みを推進しています。

隣近所や地域ぐるみで、要援護者の方を支援する取り組みを始めてみませんか?

KOBE  
UNESCO City of Design

#### 〈お問い合わせ〉

〔災害時要援護者支援に関することは〕

●危機管理室 TEL:322-5171 FAX:322-6031

●福祉局くらし支援課 TEL:322-0308 FAX:322-6039

〔地域での取組に関することは〕

●各区役所 東灘区 ☎841-4131 (代表) 長田区 ☎579-2311 (代表)  
灘区 ☎843-7001 (代表) 須磨区 ☎731-4341 (代表)  
中央区 ☎335-7511 (代表) 垂水区 ☎708-5151 (代表)  
兵庫区 ☎511-2111 (代表) 西区 ☎940-9501 (代表)  
北区 ☎593-1111 (代表)

〔地域での防災訓練に関することは〕

●各消防署 東灘消防署 ☎843-0119 長田消防署 ☎578-0119  
灘消防署 ☎882-0119 須磨消防署 ☎735-0119  
中央消防署 ☎241-0119 垂水消防署 ☎786-0119  
兵庫消防署 ☎512-0119 西消防署 ☎961-0119  
北消防署 ☎591-0119 水上消防署 ☎302-0119

# 1 災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方です。

- 障がいのある方
- 介護が必要な方
- 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方



# 2 地域での支援活動について

## 支援団体の構築

いざというとき、要援護者の方を支援するためには、日ごろからの見守り活動や声かけを通じて、お互いに顔の見える関係を築いておくことが大切です。こうした取り組みを進めるにあたっては、地域での支援団体の構築が必要です。

### ○支援団体とは

防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会、神戸市婦人団体協議会、神戸市（各区）社会福祉協議会、友愛訪問ボランティアグループ、神戸市老人クラブ連合会、まちづくり協議会などが考えられます。

### ○何をやるの？

平常時は・・・日常での声かけ、防災訓練参加への働きかけ、要援護者の方の所在の把握、要援護者の方の支援計画の策定など  
 災害時は・・・安否確認、避難誘導、避難所・福祉避難所での生活支援など



要援護者を地域で支える

※これらの活動を、地域の実情に応じた内容で取り組んでいただきます。（あくまで地域の皆様のご希望によって、対応いただくものです）。

※災害時は、「安否確認することを目標としていく」、「避難誘導も対応していく」など、現状において、地域での取り組み内容は様々となっています。

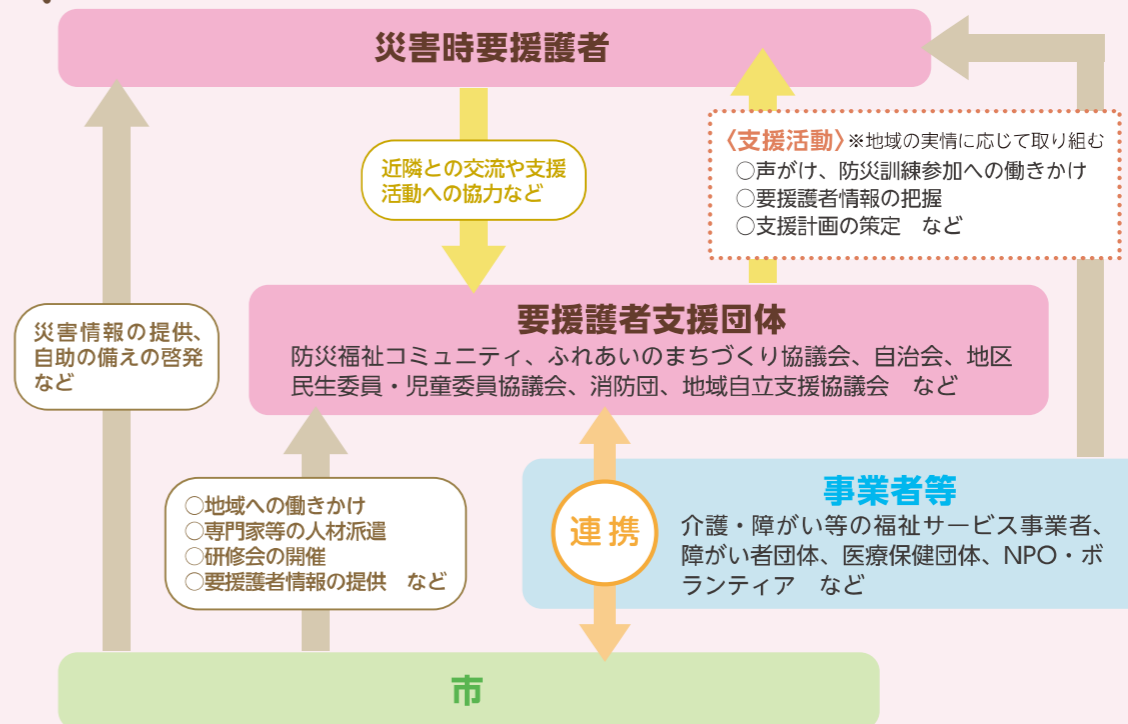
※災害時に支援を行う際には、ご自身の安全を確保した上で対応いただくことが大前提です。（要援護者の方にも、災害時の支援を保障するものではないことを理解してもらいましょう。）

### ○地域での関係機関との連携

介護・障がいサービス事業者などの福祉事業者、障がい者団体、医療保健団体、NPOやボランティア団体などと連携して取り組むことで、一層の要援護者支援が期待できます。

# 3 平常時の活動は

手助けには日頃のお付き合いがたいせつ



# 4 取り組みの手順とポイント

地域での助け合いの取り組みを考える際の手順とポイントを紹介します。

**Step1**  
 地域での防災上の課題を知る



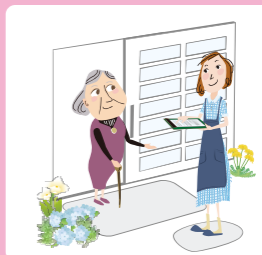
「地域での防災上の危険は何ですか？」  
 風水害による浸水？がけ崩れ？地震による揺れ？津波？ご家庭やご近所で災害の確認とイメージをしてみましょう。

**Step2**  
 具体的な取り組み方法を検討



「取り組みの内容を決めましょう」  
 地域の防災上の課題や実情を、地域団体の役員等による打ち合わせを通して意見交換、情報共有し、具体的な取り組みにする方法を検討しましょう。

**Step3**  
 実際にやってみる



「実際に取り組みを始めましょう」  
 取り組みの趣旨や内容をチラシや回覧板で地域の人に知ってもらうことが大切です。自治会やより身近な街区単位から始める方法も考えられます。